

## 用語の解説（五十音順）

### ○一般財源

使いみちを特定されず、どのような経費にも使える財源のことです。

※市税、地方譲与税、地方交付税、地方特例交付金など

### ○一時借入金

支払資金が一時的に不足した場合に借り入れるものです。ただし、借入の限度額を予算に定めて、その年度の歳入をもって年度内に償還しなければなりません。

### ○過誤納還付金

納め過ぎや誤って納めた税金を還付するお金です。

### ○株式等譲渡所得割交付金

株式等の譲渡をする際に課税される県税の一部を市町村に交付するお金です。

### ○基金

特定の目的のために積み立てた資金や維持する財産、または定額の資金を運用するために設ける資金や財産をいいます。

### ○基準財政需要額

各自治体での普通地方交付税の計算に用いるもので、各自治体が標準的な行政を合理的水準で実施したと考えたときに必要と想定される「一般財源の額」です。経費の全体を指すものではなく、行政経費に充てられる財源のうち国庫補助金や使用料など特定財源を除いた必要一般財源の額のことです。

### ○寄附金

民法上の贈与で、金銭に限られます。使途が特定されない「一般寄附金」、使途を限定した「指定寄附金」があります。

### ○逆ザヤ

売り値が買い値より低くなり利益が出ない状態です。

### ○給水原価

水道水を1立方メートル作るのに必要とする経費です。

### ○供給単価

使用者の皆様からいただく1立方メートルあたりの平均単価です。

### ○繰入金・繰出金

一般会計、特別会計及び基金間で、相互に資金運用をするものです。その会計から他の会計に資金を移す場合を「繰出」、他の会計からその会計に資金が移される場合を「繰入」といいます。

### ○繰越金

前年度の決算上、余ったお金のことです。

## ○県支出金

県から市の事業に対して支払われるお金です。

## ○高額療養費制度

医療機関や薬局で支払った医療費が、月の初めから終わりまでの間で一定額を超えた場合に、その超えた金額を支給する制度です。

## ○公債費

市債の元金・利子やその他の利子を支払うための経費です。

## ○交通安全対策特別交付金

交通違反の反則金をもとに、信号機や歩道を整備するために交付されるお金です。

## ○国有提供施設等所在市町村助成交付金

当年3月31日現在で国が所有する固定資産のうち、アメリカ軍や自衛隊の基地施設に供する固定資産（土地、家屋、工作物）について交付されるお金です。

## ○国庫支出金

国から市の事業に対して支払われるお金です。

## ○子ども・子育て新システム

出産前から小学校入学後まで切れ目なく、子どもと子育て家庭を社会全体で支援する仕組みです。

## ○ゴルフ場利用税交付金

地方税法に基づき、ゴルフ場利用税収入額の10分の7に相当する額をゴルフ場が存在する市に交付されるものです。

## ○歳計剰余金

その年度の歳入決算額から歳出決算額を差し引いた残額を指します。これから翌年度に繰り越すべき財源を差し引いたものを純剰余金といいます。この純剰余金は、その1/2以上の額を積み立てるか、地方債の繰上償還の財源に充てなければなりません。

## ○財産収入

市の財産の貸付け、売払いなどで得た収入。公共用地の売却や基金積立金の利子などが該当します。

## ○ジェネリック医薬品

後発医薬品とも呼ばれ、先発医薬品の特許が切れた後に販売され、より安価であり、医療費の自己負担軽減や医療保険財政の改善が期待されています。

## ○市債（地方債）

学校の校舎建設など多額の経費が必要なものの財源に充てるため、市が国や銀行などから調達する長期的な借入金のことです。市が調達する資金を「市債」、市債を起こすことを「起債」といいます。

## ○市税

市民等から納めていただく市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、法人市民税などです。

### ○指定管理者

民間事業者等に公の施設の管理を代行させることによりサービスの向上、経費削減を図りながら多様化する市民ニーズに効率的・効果的に対応していくための制度です。

### ○自動車取得税交付金

自動車取得税の一部を財源として、市道の長さ、面積に応じて県から市に交付されるものです。

### ○収納率

税として確定した納付されるべき金額（調定額）のうち、実際に納付された金額（収納額）の割合です。

※算出式では、収納額から過誤納還付未済額を除いています。

### ○充用（予備費の充用）

予定外の支出及び予算を超過した支出に充てるために準備しておく予備費を、予算が不足する経費に充てること。

### ○使用料及び手数料

公の施設の使用料や証明書の発行に伴う手数料として徴収するものです。

### ○諸収入

収入の性質により、他の収入科目に含まれない収入。延滞金、預金利子、貸付金元利収入、雑入などがあります。

### ○ゾーン30

住宅街など生活道路が密集する区域で、車両の最高速度を時速30キロに制限する交通規制を言います。

### ○滞納繰越

年度末における未納額から不能欠損額を差し引いた金額です。翌年度の歳入として計上します。

### ○地方交付税

基準財政需要額（全国の自治体が、平等に行政サービスを受けるための必要な額を一定のルールで算出した額）が基準財政収入額（全国の自治体の収入を一定のルールで算出した額）を超える場合に、その差額（財源不足）を基本として国から交付される普通交付税と、特別な財政需要に対応するもので普通交付税の算定に反映できなかった具体的な事情を考慮して交付される特別交付税があります。

### ○地方消費税交付金

消費税の一部を財源として、国勢調査を基に人口と従業者数で按分し、県から市に対して交付されるものです。

### ○地方譲与税

国から道路面積等により計算され配分されるお金です。

### ○地方特例交付金

国の施策により恒久的な減税の影響で減収となった一部を補填するため国から交付されるものです。

### ○調定

歳入を徴収しようとする場合にその内容を調査して、属する年度、歳入科目、収入すべき金額、納入義務者等を内部的に決定する行為です。

### ○特定財源

補助金のように用途が特定されている財源です。

(※国庫支出金など)

### ○配当割交付金

上場株式等の配当などに課税される県税の一部を市町村に交付するお金です。

### ○扶助費

社会保障制度の一環として生活困窮者、身体障害者等に対してその生活を維持するために支出される経費です。

### ○付託

議会の議決を要する事件について、議会の議決に先立って詳しく検討を加えるために、所管の常任委員会、議会運営委員会又は特別委員会に審査をゆだねることです。

### ○不用額

実施した事業に要した経費が予算よりも少なく済んだため、支出しなかった額のことです。

### ○分担金及び負担金

市の行う事業により利益を受ける方から、その利益を限度として徴収するものです。※保育園の保育料などが該当します。

### ○補正予算

予算の調製後に生じた事由に基づき、既成の予算に追加その他の変更を加える必要が生じたときに調製される予算のことです。

### ○予備費

予算編成時に予期しなかった予算外の支出に対応するための科目をいいます。

### ○利子割交付金

貯金等に課税される県税の一部を市町村に交付するお金です。

### ○流用（予算の流用）

一定の目的に充てた経費を抑制して、その財源を他の支出費目の増額に充当することです。